議案第8号

和光市防災会議条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市防災会議条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市防災会議条例の一部を改正する条例

和光市防災会議条例(昭和39年条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正 後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(会長及び委員)	(会長及び委員)
第3条(略)	第3条(略)
$2 \sim 4$ (略)	2~4 (略)
5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。	5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
(6) 埼玉県南西部消防局消防局長	(6) 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部
	<u>消防長</u>
(7)~ (9) (略)	(7)~(9) (略)
6~8 (略)	6~8 (略)

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

和光市長 柴﨑 光子

提案理由

朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を 改正する条例の制定に伴い消防本部の名称及び職名を変更したいので、地方自治法第96 条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。